

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
 - 第 2 章 年度計画予算の編成（第 3 条―第 4 条）
 - 第 3 章 年度計画予算の執行（第 5 条―第 1 2 条）
 - 第 4 章 雑則（第 1 3 条）
- 付則

第 1 章 総則

（目的等）

- 第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学会計規則（以下「会計規則」という。）第 1 1 条の規定に基づき公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）における予算の編成、執行等に係る手続について定めることにより、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。
- 2 予算の手続その他必要な事項については、法令および諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

- 第 2 条 この規程において「年度計画予算」とは、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 7 条第 1 項に規定する年度計画を達成するために措置される予算をいう。

第 2 章 年度計画予算の編成

（予算編成方針）

- 第 3 条 理事長は、年度計画予算の編成に当たっては、毎事業年度ごとの予算の編成に関する基本的な方針（以下「予算編成方針」という。）を作成するものとする。
- 2 理事長は、予算編成方針を経営協議会において審議し、役員会の議を経て決定するものとする。

（年度計画予算の編成）

- 第 4 条 理事長は、年度計画予算を編成し、毎事業年度の開始前に経営協議会において審議し、役員会の議を経て決定するものとする。

第 3 章 年度計画予算の執行

（予算執行計画）

- 第 5 条 予算決算責任者は、予算編成方針に基づき年度計画予算に関する執行計画（以下「年度予算執行計画」という。）を作成し、これを理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項に規定する年度予算執行計画を毎事業年度開始前に役員会の議を経て決定するものとする。

(予算の流用)

第6条 理事長は、年度予算執行計画を変更して予算を執行する必要があると認めるときは、他の予算科目から流用して執行することができる。

2 年度計画予算の業務費等の目的区分を変更して流用する必要がある場合は、あらかじめ役員会の議を経なければならない。

(予算執行状況報告)

第7条 予算決算責任者は、予算執行状況を理事長および経営協議会に適宜報告しなければならない。

(収入予算の確保)

第8条 予算決算責任者は、年度計画予算に基づき、収入額の確保に努めなければならない。

(支出予算の執行)

第9条 予算決算責任者は、年度計画予算に基づき、支出予算を執行しなければならない。この場合において、年度計画予算を超えて執行してはならない。

(予算執行に関する資料の提出等)

第10条 理事長は、必要があると認めるときは、予算決算責任者に対して、予算執行に関し資料の提出を求め、または指示することができる。

(予算の補正)

第11条 理事長は、法人の運営状況を勘案し、必要があると認めるときは、年度計画予算を補正することができる。この場合において、あらかじめその内容について経営協議会において審議し、役員会の議を経なければならない。

2 理事長は、緊急かつやむを得ない事由により経営協議会においてあらかじめ審議をすることができない場合は、経営協議会の審議を経ることなく年度計画予算を補正することができる。この場合において、理事長は、補正予算決定後、速やかにその内容について経営協議会に報告しなければならない。

(予算の繰越し)

第12条 予算決算責任者は、年度計画予算のうち、翌年度に繰越しをする必要があると認められるものがあるときは、繰越予定予算見積書を作成し、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、予算の繰越しの必要があると認めるときは、役員会の議を経てこれを決定するものとする。

第4章 雑則

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、予算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。